

平成25年度自動車リサイクル連携高度化事業募集要領

平成25年7月
環境省リサイクル推進室

1. 事業の目的

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく自動車リサイクル制度は概ね順調に機能し、使用済自動車について、高い再資源化率が実現されているところです。その一方で、近年、リユース部品の利用、自動車に使われるレアメタルに着目したリサイクル、材料リサイクル等の自動車リサイクルの高度化の促進が必要との指摘がなされています*。

自動車リサイクルの現場ではレアメタルを含む部品の回収、リユース部品の品質基準の共通化等の取組が進められているところですが、自動車リサイクルの高度化に向けた取組をより実効性のあるものとするためには、自動車リサイクルに関連する事業者間の連携が重要と考えられます。

そこで、環境省では、平成23年度より自動車リサイクルの高度化に向けた取組を促進するため、自動車製造業者等、解体業者、破砕業者などの複数の自動車リサイクルに関連する事業者の連携による実証的な取組を実施してきました。今般、平成25年度の実施事業の公募を行います。

※「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」平成22年1月、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議

2. 実施対象事業

対象となる事業は、次の（1）及び（2）のいずれにも合致する自動車リサイクルの高度化に資する事業です。

（1）事業の内容

次の①～③のいずれにも該当する実証的な取組であること。

- ① 次の a) ~ c) のいずれかのテーマに関連する取組であること。また、事業計画の中で a) ~ c) のテーマに関する具体的課題を設定し、その解決に資する取組であること。
 - a) 自動車リユース部品（リビルト部品を含む。）の利用促進
 - b) 自動車に使用されている有用金属・レアメタルのリサイクルの促進
 - c) 自動車破砕残さ（ASR）の発生抑制又は材料リサイクルの促進
- ② 自動車製造業者等、解体業者、破砕業者などの複数の自動車リサイクルに関連する事業者が連携することにより、高度な循環的な利用が促進されるものであること。
- ③ 実証の結果を踏まえて、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則から見た事業の有効性、CO2 排出量の削減効果その他の環境影響の低減効果並びに経済的及

び技術的側面から見た事業の実現可能性を評価するものであること。

(2) 事業実施者

次の①～③のいずれにも該当すること。

- ①申請者が、日本国において登記された法人であること。
- ②申請者及び申請者と連携する法人の中に、自動車リサイクル法第2条第16項に規定する自動車製造業者等又は同条第17項に規定する関連事業者が含まれていること。なお、これらの者が多数参加する事業者団体であってもよい。
- ③自動車リサイクルに関連する複数の業種（自動車製造業者等、解体業者、破砕業者、ASRリサイクル業者、精錬業者、整備業者等）の事業者又は事業者団体が連携していること。

3. 事業費及び採択件数

実施事業の事業費については、以下のとおりとします。具体的な対象経費については、7.(2)を参照してください。

(1) 事業費の対象

- ①事業の詳細計画の策定に要する費用
- ②事業の実施に必要な使用済自動車の処理に要する費用のうち、通常の使用済自動車の処理に要する作業に係る費用を上回る部分
- ③業の実施に必要な事前調査、情報収集、分析調査又はシステム開発に要する費用（既存のシステムを改良する場合には、当該改良に係る部分のみ）
- ④事業の実施に当たり必要となる広報に要する費用

(2) 事業費と採択件数

事業費は1事業当たり1,000万円～2,000万円程度（税込）とし、採択件数は3件程度の予定です。

4. 留意事項

(1) 申請者

申請は、2.(2)の事業実施者のうち、全体の取りまとめを行う者として1者が代表して行うこととします。申請者は、事業の実施に当たり、環境省との請負契約の相手方となります。

(2) 業務実施期間

原則として、事業採択後の契約締結日から平成26年3月28日までとします。ただし、事業の内容や進捗状況に応じて業務期間終了時期を前倒しすることが可能です。

5. 選考

(1) 選考方法

環境省において事前審査（書類審査）を行った上で、有識者で構成される自動車リサイクル連携高度化事業等評価検討会（以下「評価検討会」という。）において申請者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

（２）選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

- ①課題設定の妥当性
- ②事業における環境改善効果の評価方法
- ③実現した場合の環境改善効果の見込み
- ④事業の連携性
- ⑤事業終了後の展開可能性
- ⑥事業計画の具体性・実現可能性

（３）選考結果

選考結果は、平成25年9月上旬頃（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表しますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

（１）応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式（正本1部、複本8部、添付資料2部）を同封し、以下の提出先まで郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参してください。郵送する場合は、包装の表に「自動車リサイクル連携高度化事業申請書在中」と明記してください。

なお、応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。また、提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

（２）申請書提出先

環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

担当：佐藤

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

（３）受付期間

平成25年7月9日（火）～8月6日（火）17時（必着）

7. 注意事項

（１）契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が事業発注する請負契約となります。契約金額については、事業終了後の支払いとなります。

1 事業当たり 1,000 万円から 2,000 万円程度（税込）を予定していますが、具体的な金額については、請負契約の手續段階で、事業計画を精査の上決定します。また、評価検討会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合もあります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

（2）対象経費

応募に当たっては、以下の費目に基づいた支出計画を提出してください。なお、対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって以下の費目に該当するものです。また、下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、ご注意ください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、資料整理作業員等の単純労務に服する者に対する賃金がこれに当たる。使用済自動車の解体において特殊な作業を行う者に対する場合には、通常の自動車リサイクル工程に比べて追加的に生ずる作業のみに係る人件費を対象とする。
旅費	本事業に係る現地調査や会合、シンポジウム開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な備品、文献図書、消耗品等の購入に直接要する経費。リース可能なものはリースにより対応すること。
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する経費。
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。
通訳・翻訳料	海外調査時における通訳や海外文献の翻訳料。
試料分析費	廃棄物の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。
パイロット試験材料費	パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接要する経費。

外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。連携する事業実施者のうち、環境省との契約相手方となる者以外の事業実施者へ事業の一部を委託して行うための費用や、システム開発を外部に委託する費用等はこれに当たる。なお、現行のシステム改良を行う場合には、当該改良部分についてのみ対象とする。
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。

(3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を締結します。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当官の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。
- ② 評価検討会への中間報告（書面）及び最終報告（口頭）が求められる予定ですので、ご了承ください。
- ③ 事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、その後の進捗等について報告を依頼する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

(4) 環境省が別途発注する取りまとめ業者への協力

環境省では、本事業の対象事業の選定や実施事業全体の進捗管理及び取りまとめをサポートする業務を別途発注しており、請負者は（株）フォーラムワンです。本公募への申請事業者及び採択された事業の実施者は、同社の依頼に基づき、進捗状況及び成果についての報告、資料の作成、会議への出席等を行っていただきます。

(5) 成果の公表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。平成24年度事業の成果は以下のウェブサイトに掲載しています。

<http://www.env.go.jp/recycle/car/material5.html>

8. 著作権等の扱い

- (1) 本事業の報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとします。
- (2) 本事業の報告書に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
- (3) 納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

(別添)

平成25年度自動車リサイクル連携高度化事業評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分 (係数)
①課題設定の妥当性	提案された事業の実施によって解決しようとする課題が示されているか。また、示された課題が現在の自動車リサイクルの実情に照らして妥当なものか。	15 (3)
②事業における環境改善効果の評価方法	提案された事業の実施によって実現される循環資源の循環的な利用の促進効果及び CO2 排出量の削減効果その他の環境影響の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。	15 (3)
③実現した場合の環境改善効果の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、国内外の循環資源の循環的な利用の促進又は CO2 排出量の削減その他の環境影響の低減が見込まれると言えるか。	15 (3)
④事業の連携性	提案された事業の内容が自動車製造業者等、解体業者、破砕業者などの複数の自動車リサイクルに関連する事業者が連携することによって、リサイクルの高度化が促進されるものであるか。	20 (4)
⑤事業終了後の展開可能性	提案された事業の内容が、経済的及び技術的側面から見て将来的展開の可能性が高いといえるか。	20 (4)
⑥事業計画の具体性・実現可能性	提案された事業の計画が具体的かつ実施可能なものであるか。	15 (3)
合計		100
採点は各項目につき、優：5点、良：3点、可：1点、不可0点、の4段階評価とし、各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。満点は100点とする。		